

佐原第三中学校が佐原中学校と統合

固教育総務課 ☎(50)12220



教育委員会では、少子化による学校の小規模化の解消に取り組んでいます。

今回、佐原第三中学校が佐原中学校へ平成28年4月に統合することとなりました。

これまで、この学校統合に向けて、地域の代表者、保護者の代表者、学校関係者で組織する「統合準備委員会」を立ち上げ、スクールバスの運行ルートや、統合後のPTA運営などについて、話し合いを進めてきました。

今後、閉校式や統合に伴う学校整備、両校の交流活動など、円滑に統合が進むよう準備を進めていきます。

教育委員会議を傍聴しませんか

固教育総務課 ☎(50)1220

教育委員会の定例会議は、原則毎月1回第4木曜日に開催し、必要に応じて臨時会議を開催しています。会議は簡単な手続きで、どなたでも傍聴できます。希望する人は事前に問い合わせください。

また、「開かれた教育委員会」を目指し、移動教育委員会を開催しています。各小中学校などに教育委員が直接訪問し、授業参観や児童生徒、教職員との交流を通じて、市民の皆さんの声を教育行政に生かせるよう努めています。

- 日時 毎月第4木曜日 14時～
- 場所 市役所5階 504会議室

小児慢性特定疾患への見舞金

固社会福祉課 ☎(50)1252

市では、小児慢性特定疾患の療養者またはその保護者の精神的、経済的負担を軽減するため見舞金を支給しています。

■対象 千葉県から小児慢性特定疾患医療受給券の交付を受けている人

■見舞金 月額2500円
支給は6月、10月、2月の年3回

■申請に必要なもの 小児慢性特定疾患医療受給券、保護者の振込口座、印鑑

現在見舞金を受け取っている人へ

10月分以降の見舞金を受けるために特定疾患療養状況報告書の提出が必要です。

■提出書類
◇特定疾患療養状況報告書

◇小児慢性特定疾患医療受給券(有効期限が平成27年10月1日からのもの)
■提出期限 10月30日(金)

短期人間ドックを助成します

固市民課 ☎(50)1228

40歳以上で1年以上香取市国民健康保険に加入の人および後期高齢者医療の被保険者で保険料(料)を完納している人を対象に、短期人間ドック助成事業を行っています。

今年度、特定健診・後期高齢者医療健康診査を受診して

いない人で、短期人間ドックの助成を受けていない人に2万円を上限とし、検査費用の7割(千円未満の端数は切り捨て)を助成します。医療機関でドック受検日を予約し、受検日の2週間前までに申請してください。

インフルエンザ予防接種費用の一部を助成します

固健康づくり課 ☎(50)1235

高齢者がインフルエンザの予防接種を受ける場合、市の費用の一部を助成します。

接種を希望する人は、市内のインフルエンザ予防接種を実施している医療機関で受けてください。

予防接種は、接種を受ける法律上の義務はありませんが、接種を希望する人は、インフルエンザの流行時期に間に合うように、12月中旬までに受けましょう。

■対象 市内に住民登録があり、次に該当する人

◇接種日に満65歳以上の人
◇60歳以上65歳未満の人で心臓、腎臓または呼吸器の機能に日常生活活動が極度に制限

される程度の障害を有する人およびヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に障害を有する人

■市が助成する額 1500円(接種した人は医療機関の窓口で接種費用のうち1500円を控除した額を支払います)

※助成回数は期間中1回のみ
■期間 12月31日(木)まで
■その他 予診票は市内各医療機関に用意してあります。市外の医療機関を希望する場合は問い合わせください。予防接種を受ける際は、必ず保険証を持って、医師の診察を受け、予診票に記入署名をしてください。

自分のからだとの上手なつきあい方⑥

塩分を取り過ぎていませんか

固市民課 ☎(50)1228

健康な成人の1日の食塩摂取量の目標値は、男性8g未満、女性7g未満とされています。香取保健所管内では男性の旧基準9g以上が64.1%、女性7.5g以上が84.1%を占めており、市の健診結果では高血圧の人が県平均より多い状況です。

食塩の取り過ぎで血圧が高い状態が続くと、脳血管疾患や心疾患などの循環器病を引き起こすばかりでなく、胃がんの原因のピロリ菌が増殖しやすいとも考えられています。

上手に減塩するには、だし、酢、香辛料を使ったおいしい減塩食を取り入れ、加工食品や外食の食塩相当量に注意して、麺類のスープを残すようにするなど、続けることをお勧めします。

利用した覚えのない請求は支払わずに無視しましょう!

固消費生活センター ☎(50)1300

消費生活センター通信 No.17

【事例】

未払い代金の債権回収をしているという業者からパソコンにメールが届いた。「滞納しているインターネット接続回線と有料サイト利用料の請求」とのことだが、利用した覚えがない。「期日までに連絡しないと、法的手段に訴える」と書いてある。

【ひとことアドバイス】

- ・パソコンや携帯電話などへメールで、利用した覚えのない料金を請求される「架空請求」が増えてきています。
- ・「期日までに連絡するように」などと書いてあっても、絶対に連絡してはいけません。請求がエスカレートする場合があります。
- ・「訴訟を起こす」「弁護士対応になる」など不安をおおることが書かれていても利用した覚えがなければ無視しましょう。
- ・心配なときは、消費生活センターへご相談ください。